

業者との市長を交えた懇談会で都市整備部長・上下水道部長へ、市内業者から工事情報共有システム、電子納品、電子契約の導入について質問が出たことで、市の内部でシステム導入に関する機運が一機に高まり、その後同年11月に当市にて「工事情報共有システム（ASP方式）導入会議」が設置され、土木工事、営繕工事、業務委託に関する3つの試行要領を制定し令和7年4月に試行運用を開始しました。

――おまかせに本邦市における作業を有シフトテクノロジーの運用体制について教えて下さい。――

本庄市：財政課（契約検査担当部門）で、都市整備部・上下水道部を中心とした関係各課から委員を選出し会議体を創設しました。その会議体にて情報共有システムの試行領を作成し運用しています。実務でのシステム運用については、各工事担当・検査担当が行つています。

の運用体制について教えて下さい。

本庄市・財政課（契約検査担当部門）で、都市整備部・上下水道部を中心とした関係各課から委員を選出し会議体を創設しました。その会議体にて情報共有システムの試行要領を作成し運用しています。実務でのシステム運用については、各工事担当・検査担当が行っています。

――本庄市で情報共有システムを導入しようとしたきっかけは何ですか？

意見交換会において、システム導入に関する働き掛けがありました。また同じ年には人権法の改正に基づき、公共工事の円滑な施工確

保に当たり、工事情報共有システムを活用し
た工事書類の原則電子化、受発注者双方の工

事関係書類の削減に努めることについて、国から通知による要請がありました。こうした

背景のもと、令和6年8月に実施した市内業者との市長を交えた懇談会で都市整備部

長・上下水道部長へ、市内業者から工事情報共有システム、電子納品、電子契約の導入について質問が出たことなど、市の内部でノック

として要問が占めることで、市との会話をシスティム導入に関する機運が一機に高まり、その後同年11月に当市にて「工事情報共有システム

(ASP方式)導入会議」が設置され、土木工事、營繕工事、業務委託に関する3つの試

行要領を制定し令和7年4月に試行運用を開

土木工事 宮崎工事 業務委託で同時に情報共有システムの試行を開始されたということですが、土木・營繕など各業種の企業からシステム導入の要望があつたのでしょうか？ 本庄市・県の工事等で情報共有システムを利用したことのある業者さんもいるため、そういった業者さんが、情報共有システムのメリットを感じ始めたのだと思います。三つの分野で試行を始めた理由は、市の内部で業種毎に対応の偏りが生じてしまふことを防ぎ、各分野での導入状況のバランスを見ながら普及を推進すべきであると考えたためです。

また、工事情報共有システムとは別に、本市では令和2年度から文書管理システムや電子決裁システムを含め6システムの導入開始しており、ペーパレス化の素地が整つていたことも導入に寄与したと考えられます。

本庄市・情報部局との調整の結果、セキュリティ上の理由によりLGWAN+ASPが条件でなってきました。本市の職員が使用しているパソコンはLGWAN系の端末です。仮想プロトコルも利用できますが、データファイルをLGWAN端末へ直接取り出せないため、データの扱いに手間がかかるということも仮想プロトコルを使用しなかつた理由の一つです。

一外部サービスの利用には外部用の個人メールアドレスが必要なこともあります。本市ではどのような状況でしょうか。

本庄市・工事執行管理システムで通知の受信先として使用しているのは代表のメールアドレスのみです。本市で現在利用実績のあるベンダーのサービスでは、ユーザーIDを複数設定可能となっています。。

一通知メールは代表メールアドレスにまとめて届くということですね。その点は使い勝手が悪いなどの意見は寺川へですか。

書保管部門としても導入に反対していることではなく、情報共有システムでやり取りする文書の扱いをしっかりと決めるべきであるという意見でした。結果的には県と同様、完成検査で合格し成果品として受注者から引き渡しを受けるまでは受注者のものという考え方とした。

士工事工事 定締工事 業務多岐に亘るに伴い
共有システムの試行を開始されたということ
ですが、土木・營繕など各業種の企業からシ
ステム導入の要望があつたのでしょうか？
本庄市・県の工事等で情報共有システムを利用
したことのある業者さんもいるため、そう
いった業者さんが、情報共有システムのメ
リットを感じ始めたのだと思思います。三つの
分野で試行を始めた理由は、市の内部で業種
毎に対応の偏りが生じてしまうことを防ぎ、
各分野での導入状況のバランスを見ながら普
及を推進すべきであると考えたためです。
また、工事情報共有システムとは別に、本
市では令和2年度から文書管理システムや電
子決裁システムを含め6システムの導入開始
しており、ペーパレス化の素地が整ついた
ことも導入に寄与したと考えられます。
ネットワーク環境について
—工事情報共有システムを導入しても他の部分
が電子化されていないと十分な効果が得られ
ないので、他の業務システム導入に続くかた
ちで導入できたのは良いタイミングだったか
もしれませんね。

本庄市・情報局との調整の結果、セキニリティ上の理由により「LGWAN+ASPが条件」になつてました。本市の職員が使用しているパソコンは「LGWAN系の端末」です。仮想プロトコルも利用できますが、データファイルを「LGWAN端末へ直接取り出せないため、データの扱いに手間がかかる」ということも仮想プロトコルを利用しなかつた理由の一つです。

外部サービスの利用には外部用の個人メールアドレスが必要なこともあります。本市ではどのような状況でしょうか。

本庄市・工事執行管理システムで通知の受信先として使用しているのは代表のメールアドレスのみです。本市で現在利用実績のあるベンダーのサービスでは、ユーザーIDを複数設定可能となっています。

一通知メールは代表メールアドレスにまとめて届くということですね。その点は使い勝手が悪いなどの意見は特にないです。

本庄市・システムからの通知がすべて代表メールアドレスへ来てしまっため、受信した際に誰に来たのかメールを開かないと確認できしないという点は使い勝手が悪いですが、業務上特に支障になることはありません。

書の扱いをしっかりと決めるべきであるという意見でした。結果的には県と同様、完成検査に合格し成果品として受注者から引き渡しを受けるまでは受注者のものという考え方としました。

使ってよかったです点、マイナスな点

一 実際に使ってみてよかったです点、マイナスだった点を教えてください。

本庄市・本庄市の場合、市の独自様式にベンダーが対応していないため、受注者は情報共有システムへの入力と様式ファイルの作成の両方をしている場合があり、そこは受注者にとっては二度手間になってしまっている。

一 埼玉県の場合がベンダーの選定要件に県様式への対応が可能であることを謳っているため基本的には県様式での出力が可能となつてますが、登録件数が少ない場合は独自様式に対応してもらえない場合もあるようです。

本庄市・本庄市は県の様式へ統一していくつもり動きもあつたため、県様式に対応できなければ良いという判断をしていました。



土木工事、營繕工事、 業務委託で同時に LGWAN-ASPを試行導入

本庄市企画財政部 財政課 関根 氏
都市整備部 道路整備課 山下 氏
都市計画課 原 萩 氏
内田 角 氏
田見 浅 氏

本庄市では文書管理システムや電子決裁システムの導入に続き、情報共有システムを複数部門で試行導入しました。財政部門、建設部門の担当者の皆様に導入までの経緯などについてお話を伺いました。

埼玉県 県土整備部 県土整備政策課建設DX推進担当 江口・渡辺
Mail:a5250-09@pref.saitama.lg.jp
※本記事は令和7年1・2月の取扱にに基づきます



—そういう背景もあったのですね。今後適用件数が増えていくと本庄市の様式に対応可能なベンダーが出てくるかもしちゃいません。

本庄市…埼玉県も独自様式はほとんどありませんよね。

—確かにおっしゃる通りで、多くは国の様式との統一化が進んでいますので、工事書類については今後全国レベルで標準化されていく方向だと思われます。

本庄市…打合せ簿を頭につけて様々な様式を提出するという方法は埼玉県でも同様ですよね。

—そうですね。埼玉県でも多くの書類でそのような対応をしています。受発注者双方の負担が軽減されることが一番の目的ですからね。

本庄市…よかったところはやはり電子で書類をやりとりをするので、机の周りがすっきりしたとう点です。忙しい時期になってくると、工事記録も何件も出てきて、紙だと一件の工事記録に対して添付資料がどつさりしたり

受注者の控えと発注者提出用が二部必要でした、電子だとタイトル一つで、その中に関連資料データが全部入っていてそれが一覧表示されるので、今自分が何件の工事記録を扱っているのかというのもわかりやすいところは大きなメリットです。更に、資料をチェックしている際にわからない点とか間違ってる点があった場合、從来なら電話やメールで確認するところが、情報共有システムなら掲示機能で簡単にやりとりできます。マイナチな点とすると、まだ動き出しこところもあり、受注者さんも皆それぞれ考え

方といいますか、どうやるのが一番効率が高いのかというところが定まっています。

PDFで提出してもらう際に項目で分割して複数添付したり、まとめて添付したりと添付の仕方も結構バラバラです。

—資料の添付方法の詳細についてはルール化しにくい部分かもしれませんね。

本庄市…その他の悩みとしてはベンダーによつては成果品自体にビューワ機能が無いため、電子納品してもらつても後々内容を確認できない点です。ベンダーを継続的に利用しているうちにはシステム上で確認できますが、契約が終わつた後にオフラインでも見れるようにしてもらえると良いと思います。

—その他業務効率化について

今回策定された試行要領の中には遠隔臨場のことも記載されていますが、遠隔臨場のした事例などはありますか。

本庄市…実はちょうど今年から遠隔臨場勉強会ということで、建設業協会主催の受発注者を対象としたICT勉強会を予定していました。そこで方向性が見えれば遠隔臨場に関する要領を作成して、どこかの工事から試行的に始めてみたいと考えています。

—最後になりますが、埼玉県に期待することはありますか。

本庄市…令和6年度に工事情報共有システムと同時に電子納品保管管理システムの整備を目指しましたが、工事情報共有システムの試行導入に専念するため、電子納品運用ガイドラインの整備を断念した経緯があります。このため、埼玉県には電子納品運用ガイドラインの整備に関する支援を希望します。

—承知しました。本日はお忙しい中、お話しいただきありがとうございました。

本庄市…ありがとうございます。

■ 本庄市マスコット「はにばん」



「はにばん」は本庄市のマスコットキャラクターです。

オフィシャルホームページによりますと市内の遺跡から発掘された、全国でも例のない「笑う盾持人物埴輪」をモチーフに生まれた「はにばん」。名前の由来はもちろん「埴輪(はにわ)」+「本庄(ほんじょう)」から。1,400年前の本庄から、未来の私たちに笑顔を届けるためにタイムスリップして来たそうです。

本記事内のキャラクター画像は下記URLのルールに基づき利用しています。
<https://www.city.honjo.lg.jp/material/files/group/10/34156118.pdf>

本庄市の建設DXに関する情報

本庄市では「本庄市建設工事情報共有システム試行要領」「本庄市営繕工事情報共有システム仕様要領」「本庄市建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領」（各令和7年4月）を定め、同市ウェブページ上にて公表しています。発注者が指定する工事及び業務、または受注者が希望する工事及び業務とし、発注者の指定する工事等の公告又は通知に当たり、「本庄市営繕工事情報共有システムに係る特記仕様書」を添付することとしています。

URL : https://www.city.honjo.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/oshirase/19833.html

工事情報共有システムの試行について

更新日：2025年03月17日
広報ID：19782

工事情報共有システムの試行について

工事帳票処理の迅速化及び効率化を図り、移動時間・調整時間を削減し工事等の生産性向上に繋げるため、受発注者間の様々なやり取りをインターネット（LGWAN-ASP）で行う工事情報共有システムの試行要領を制定し、令和7年4月から導入します。

対象工事等

本庄市が発注する建設工事及び業務委託を対象とし、次のとおりです。

- (1)土木工事：発注者（本庄市）が指定する工事又は受注者が希望する工事
- (2)営繕工事：発注者（本庄市）が指定する工事又は受注者が希望する工事
- (3)業務委託：建設工事に係る設計（建築設計を含む。）、調査及び測量業務委託（地質調査業務を含む。）

なお、建築設計とは、「埼玉県建築設計業務等積算基準」を準用して積算した業務委託をいいます。

適用日

- (1)令和7年4月1日以降、契約締結する土木工事
- (2)令和7年4月1日以降、契約締結する営繕工事
- (3)令和7年4月1日以降、契約締結する業務委託

試行要領等

- [PDF 本庄市建設工事情報共有システム試行要領\(PDFファイル: 114.3KB\)](#)
- [PDF 別紙1情報共有システム実施対象書類一覧表（土木工事等）\(PDFファイル: 204.6KB\)](#)
- [PDF 本庄市営繕工事情報共有システム試行要領\(PDFファイル: 115.0KB\)](#)
- [PDF 別紙1情報共有システム試行対象書類一覧表（営繕工事）\(PDFファイル: 308.4KB\)](#)
- [PDF 本庄市建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領\(PDFファイル: 116.5KB\)](#)
- [PDF 別紙1情報共有システム試行対象書類一覧表（業務委託）\(PDFファイル: 172.5KB\)](#)